

平成28年第1回東京都北区教育委員会臨時会

会 議 月 日	平成28年2月26日（水）午後1時30分		
開 催 場 所	北区教育委員会室		
出 席 委 員	教 育 長	清 正 浩 靖	委 員 森 岡 謙 二
	委 員	森 下 淑 子	委 員 加 藤 和 宣
	委 員	檜 垣 昌 子	委 員 嶋 谷 珠 美
欠 席 委 員			
事務局職員	事務局次長	教育政策課長（教育未来館長）	
	学校支援課長	学校地域連携担当課長	
	教育指導課長	教育改革・教育支援担当副参事	
	生涯学習・スポーツ振興課長	スポーツ施策推進担当課長	
	東京オリンピック・パラリンピック担当課長	体育協会事務局長	
	飛鳥山博物館長		
	学校適正配置担当部長	学校適正配置担当課長	

会議に付した議案並びに審査結果

日程	議案番号	提 案 内 容	結果
1	5号	東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する東京都北区長との協議について	承認
2	6号	東京都北区立学校第十次（平成29年度）適正配置方針の一部改訂について	承認

日程	報告事項	報 告 内 容	結果
3	11号	事前キャンプ誘致に向けた取り組みについて	了承
4	12号	後援・共催事業に関する報告	了承

平成28年第1回東京都北区教育委員会臨時会会議録

平成28年2月26日(水) 13:30

清正教育長	<p>それでは、出席委員が定足数に達していますので、会議は有効に成立しています。 これより平成28年第1回北区教育委員会臨時会を開催いたします。 日程第1、第5号議案「東京都北区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する東京都北区長との協議について」を議題に供します。 事務局から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	教育長
清正教育長	教育政策課長
教育政策課長	<p>それでは、第5号議案につきましてご説明させていただきます。 おめくりいただきますと、お示しのとおり、補助執行の関係でございます。説明欄をごらんいただきますと、平成28年度から、教育委員会に現在所属しておりますスポーツ部門でございますが、区長部局へ移行することになっております。所管が地域振興部に移るということになっておりますが、実際のそうした管理・運営等は基本的に区長部局が行うということになります。 しかしながら、学校が管理するもの、それを一般の区民に開放しているような施設等がございます。こちらに書いてございますように、学校体育館ですとか、校庭の夜間におけるスポーツ利用、またそれに伴います使用承認、使用料その他徴収及び還付に関すること。また、十条台小学校の温水プール、基本的には十条台小学校が管理する指定管理者制度をとっておりますが、区民への利用ということで個人利用、また団体利用等を行っております。こちらにつきましては、基本的に教育委員会として管理をするという形を基本にしながらいわゆる補助執行、区長の補助機関である職員に補助執行をさせるという規定を用いる形になります。 そのための手続といたしまして、こちらにございます、地方自治法第180条の7、こちらの規定に基づきますと、当該普通地方公共団体の長と協議をして、こうした補助執行ができるという規定になっておりますので、そのためのいわゆる協議をさせていただきたいという内容の議案でございます。 以上簡単でございますが、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
清正教育長	<p>ご説明ありがとうございます。 本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。</p> <p>(質疑・意見なし)</p>
清正教育長	<p>それでは、特に反対意見はなさそうですので、本件につきましては、原案どおり承認することでご異議ございませんでしょうか。</p>

(異議なし)

清正教育長

異議なしと認め、本件は、原案どおり承認することに決定させていただきます。
次に、日程第2、第6号議案「東京都北区立学校第十次（平成29年度）適正配置方針の一部改訂について」を議題に供します。
事務局から説明をお願いします。

学校適正配置
担当課長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当課長

学校適正配置
担当課長

それでは、第6号議案、東京都北区立学校第十次（平成29年度）適正配置方針の一部改訂について、ご説明をさせていただきます。恐れ入ります、2ページの説明欄をごらんください。

滝野川紅葉中学校サブファミリー内の東京都北区立学校の適正配置について、関係者の合意を得たことに伴い、3から7の項目を追加するものでございます。こちらの第十次適正配置方針ですが、平成27年8月21日の臨時会でご決定いただきました、明桜中学校サブファミリーブロックの通学区域変更にプラスをさせていただくものでございます。

恐れ入ります、5ページの参考資料をお願いいたします。こちらのほうが、滝野川紅葉中学校サブファミリーブロック小学校適正配置検討協議会で決定をいたしました協議会の方針になってございます。四角で囲ってあるところでございます。

まず一つ目といたしまして、滝野川第六小学校と紅葉小学校を平成29年4月に統合し、統合新校は現在の紅葉小学校の位置に配置をする。

二つ目でございます。滝野川第二小学校、滝野川第三小学校及び谷端小学校は現在の位置に存置する。ただし、現在当面存続規模の谷端小学校は、今後児童数の動向を注視し、適正規模の確保を長期的に見込めない場合、校舎の目標使用年数を踏まえ、適切な時期に適正配置に向けた協議に着手する。その際、本協議会での協議経過を踏まえて検討する。

三つ目でございます。統合新校及び滝野川第二小学校の通学区域は以下のとおりとする。一つ目が、統合新校の通学区域は滝野川三丁目24から84番、滝野川四丁目3から34番、滝野川五丁目6から58番とする。滝野川第二小学校の通学区域を平成29年4月に、滝野一丁目87から93番、滝野川三丁目1から23番、滝野川五丁目1から5番、滝野川六丁目1から32番、滝野川六丁目34から44番、滝野川七丁目25から51番に変更する。

恐れ入ります、次ページ、6ページをお願いいたします。協議会のほうの方針が2月17日の第10回の協議会で決まったところでございます。米印のところでございますが、今後の統合新校の開設に向けた協議については、統合する両校の関係者を中心に構成する（仮称）統合推進委員会を設置して協議することとし、本協議会は協議会方針の

決定をもって解散するというので、滝野川紅葉中学校サブファミリーブロックの検討協議会のほうは2月17日をもって解散したところでございます。6ページ、7ページには検討の協議等が載っておりますので、後ほどごらんいただければと思っております。

それでは恐れ入ります。1ページのほうにお戻りください。

こちらの協議会の方針を踏まえまして、第十次の適正配置方針の一部を改訂させていただきたいと思っております。1、2につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、明桜中学校サブファミリーブロックのものでございますので、こちらにつきましては、読み上げは省略させていただきまして、3のところからです。先ほどの協議会方針を踏まえてございます。平成29年4月1日に東京都北区立滝野川第六小学校と東京都北区立紅葉小学校を統合する。

2ページをお願いいたします。4といたしまして、3の統合校の位置を東京都北区滝野川三丁目72番1号、これはいわゆる紅葉小学校の位置に定めるというものでございます。

5といたしまして、3の統合校の通学区域を滝野川三丁目24から84番、滝野川四丁目3から34番、滝野川五丁目6から58番とするというところなんです。

6といたしましては、平成29年4月1日に滝野川第二小学校の通学区域を滝野川一丁目87から93番、滝野川三丁目1から23番、滝野川五丁目1から5番、滝野川六丁目1から32番、滝野川六丁目34から44番、滝野川七丁目25から51番に変更する。

7といたしまして、東京都北区立滝野川第二小学校、滝野川第三小学校及び東京都北区立谷端小学校は存置をする。ただし、現在当面存続規模の東京都北区立谷端小学校は、今後児童数の動向を注視し、適正配置の確保を長期的に見込めない場合、校舎の目的使用年数を踏まえ、適切な時期に適正配置に向けた協議に着手する。その際、これまでの関係者との協議経過を踏まえて検討するというので、基本的には協議会方針を尊重した形での第十次適正配置方針の改訂ということになってございます。

かいつまんで申し上げますと、3ページに地図が載っておりますので、新しく統合する滝野川第六小学校と紅葉小学校の今までの通学区域に滝野川第二小学校の今まで通学区域だった一部、これが滝野川五丁目6から15番の部分になるのですが、ここの地域が統合新校のほうの通学区域になるというものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

清正教育長

本件につきまして、ご質疑またはご意見はございますでしょうか。

森下委員

教育長

清正教育長

森下委員

森下委員

統合しまして、通学区域が変わるということ、大変この地図でわかりやすく示していただいておりますが、現在滝野川第二小学校から統合校へ通うことになるというこの網

目の、ピンクですけれども、そこのお子さん方は、要するに滝六と紅葉小のお子さん方は交流が始まりますよね、準備に向けて。ここにいるお子さんはそれまでは滝二小に通っているわけですよね。この春から既に、来年の4月からはもう変えるということですね。それから始まるわけですね。

学校適正配置
担当課長

教育長

清正教育長

学校適正配置担当課長

学校適正配置
担当課長

現在、滝二小に在学をしているお子さん1から5年生につきましては、今の学校にそのままいるということも可能ですし、また、統合の前に学校を変えるということも可能ということで対応させていただいております。

清正教育長

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、本件に対して特に反対意見はないようですので、原案どおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

清正教育長

ご異議ないと認め、本件は、原案どおり承認することに決定させていただきます。次に、報告事項に移ります。日程第3、報告第11号、事前キャンプ誘致に向けた取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

東京オリンピック・パラリンピック担当
課長

教育長

清正教育長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当
課長

それでは、報告第11号をおめくりいただきたいと存じます。外国人選手の事前キャンプ誘致に関する報告でございます。

2の概要はお示しのところでございますけれども、事前キャンプ、オリンピック・パラリンピックの通常、多い例ですと、大体1カ月でございます。外国人選手団あるいは外国人個人、選手が来日いたしまして行う任意に実施するトレーニングという性格でございます。キャンプの特性、簡潔にご説明させていただきますと、競技種目、さまざま

ございますけれども、個人競技、それからチームスポーツ、対戦相手のいる競技、いろいろございます。そういった種目によりまして希望のあり・なし、それから実施期間に大きな違いがあるといったところがございます。

それから国単位の希望、これはほとんどありません。ほとんどが特定の種目のチームあるいは個人単位でいらっしゃる例が多いというふうに聞いてございます。

受け入れのメリットも簡潔にご説明させていただきたいと存じます。1の要旨のところに書いてございますけれども、選手、自治体それぞれのメリットでございます。まず選手でございますけれども、母国と開催地の違いによる時差調整、これが一つ。それから日本特有の高温多湿の気候になれるという、コンディション調整といった面が選手にとってはメリットでございます。自治体にとりましては、キャンプ地としての知名度向上、イメージアップ。それから国際交流、あるいは国際貢献。公開練習等を通じたスポーツの推進。それからまち全体の活気、にぎわいの創始といったようなメリットが考えられるというものでございます。

3の誘致の手段でございますけれども、大きく三つございまして、組織委員会がホームページをつくりまして、提案をするという方式がございます。自治体はそこに情報を掲載してもらいまして、全世界各国からそのホームページから直接申し込むといったようなのが(1)でございます。

(2)東京都も(1)と同様のホームページの作成を予定してございます。

それから(3)自治体独自のアプローチでございますけれども、例えば北区にNTCがございますので、そうしたコネクションを活用した誘致も積極的に行っていきたいというふうに考えてございます。

(4)の提案する施設でございます。お示しのとおり3施設をキャンプ地の候補として提案してまいりたいというふうに考えてございます。スポーツ施設のほかに宿泊施設も必要になってまいります。これにつきましては、宿泊の場所でございます、これがスムーズに提供できるように区内のホテルにご理解を求めていきたいというふうに考えてございます。

参考でございますけれども、ロンドン大会では約1,000の自治体が提案をしてございます。誘致に成功した自治体が約100でございますので、1割程度の成約率と申しますか、誘致に成功した自治体があるというところで、なかなか実際誘致できるのは難しいといったところでございます。北区といたしましては、各スポーツ施設の利用団体の皆様、これは体協の加盟団体の皆様を初め、こういった方々に十分ご理解をいただきながら、キャンプの誘致を積極的に進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

清正教育長

説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告について何かご質問等はございますでしょうか。

檜垣委員

教育長

清正教育長

檜垣委員

檜垣委員

今後の予定なので、まだいろいろ決まらないことが多いと思うのですが、事前キャンプの誘致というのは大体人数にするとどのくらいの規模をお考えなのでしょうか。わかる範囲で教えていただければと思います。

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

教育長

清正教育長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

東京オリンピック・パラリンピック担当課長

ご案内のとおり、各国の選手の数というのが国によってさまざまあるところがございます。一番多いロンドンのときでございますと、イギリスで540名ほどでございます。一番少ないところでございますけれども、東ティモール2名といったようなところで、国によってもさまざまございます。

それから先ほど申し上げましたように、種目によりましてかなり開きがあるところがございます。例えば陸上とか水泳、こういった個人競技は比較的キャンプの希望をされる方が多いというところなんですけれども、例えば対戦相手のあるテニスですとかボクシング、レスリング、こういった種目ですと同じ相手と戦っていても仕方がないと申しますか、ぎりぎりまでいろんな選手と対戦して、技術を向上していくというような面もございまして、チームスポーツにしても強豪国をいろいろ回しまして、技術力を向上していくといったような面もございまして、キャンプの方法というのが非常にさまざまでございます。相手方それからご希望にもよりますが、北区としては、現状でフェンシング、積極的にかかわっているところがございます。こうしたナショナルコーチのつながりを中心に進めていきたいというふうなことで考えているところでございます。

清正教育長

ほかにかがででしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

よろしいですか。それでは、ただいまの報告は終了とさせていただきます。

次に、日程第4、報告第12号、後援・共催事業に関する報告について、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育長

清正教育長

教育政策課長

教育政策課長	<p>それでは、報告第12号について説明させていただきます。1ページをおめくりください。今回は、名義使用承認報告3件、事業実績報告5件でございます。</p> <p>最初、1件目でございます。零次元機械紀行原画展、こちらお示しのとおり3月5日から6日にかけて北とぴあ展示ホールで行われます。</p> <p>それから2件目でございます。春休み子どもぼうけんキャンプ、エコ・コミュニケーションセンターの主催で、お示しのとおりの内容となっております。</p> <p>おめくりいただきまして2ページ、3件目でございます。星美学園短期大学公開講座でございます。こちらの内容につきましては、最後のページ、裏表に別紙といたしまして事業内容等のスケジュール等の説明がございます。</p> <p>事業実績報告につきましては、ご高覧賜りたいと存じます。</p> <p>以上でございます。</p>
清正教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの報告につきまして、何かございますでしょうか。</p>
嶋谷委員	教育長
清正教育長	嶋谷委員
嶋谷委員	<p>2番の春休み子どもぼうけんキャンプのことでお伺いいたします。報告のところで、4番の冬休み子どもぼうけんキャンプ、同じ主催で参加者21名のうち、北区の小学校からの参加者が15名という、大変多い人数だったのですが、この周知というのは、学校か何かチラシか何かを配られているのでしょうか。また、内容がわかりましたら、教えていただきたいと思います。あと、小学校の1年生から6年生までが対象なのでしょうか。そういったところも教えていただければと思います。よろしく願いいたします。</p>
生涯学習・スポーツ振興課長	教育長
清正教育長	生涯学習・スポーツ振興課長
生涯学習・スポーツ振興課長	<p>まず、周知の方法でございますが、チラシ等での周知ということで、学校のほうにそれを配付しているというような形ではございません。ですので、かなり狭まった形での周知だというふうに向っております。</p> <p>それから、対象でございますが、小学校1年生とか2年生というのは、低学年の方が対象になっているかという部分につきましては、大変申しわけありませんが、今手持ちの資料にはございませんのでわかりません。</p> <p>それと、活動内容でございますが、ご参考までに報告事項の4番のほうに、冬休み子</p>

どもぼうけんキャンプ、ご指摘のとおりでございます。これと同じ団体がやっているものでして、春休み子どもぼうけんキャンプにつきましては、埼玉県東松山市でございます風と土の館を実施会場にいたしまして、野外の活動をしているというふうに向っております。

以上でございます。

清正教育長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

(質疑・意見なし)

清正教育長

それでは、ご質疑、ご意見がないようですので、ここで本件に関する報告は終了とさせていただきます。

以上で、本日の日程全てを終了いたしました。

これをもちまして、平成28年第1回教育委員会臨時会を閉会させていただきます。